

5月2日(月)から屋外マスクの着用義務を調整

1. 屋外マスク着用義務の調整案

□中央災難安全対策本部では、疾病管理庁(チョン・ウンギョン庁長)から屋外マスク着用義務の調整案の報告を受け、これについて議論した。

<1>現状分析

□ 現在、屋外のマスク着用義務は(違反時、10万ウォン以下の過料)人との間2メートルの距離が維持されなかったり、特に集会、公演、行事等の不特定多数が集まる場合に付与されている。

※ 「マスク着用の防疫指針遵守命令及び過料賦課の業務手引書」(中央防疫対策本部)に基づき、各自治体から行政命令を発令

○ ただし、実生活では2mの距離の維持にかかわらず、ほとんど屋外でも着用している。

□ 政府は防疫状況の変化を受け、社会的距離の確保の解除(4.18)、コロナ19感染症等級の調整(4.25、1級→2級)等、新しい日常への取組みを段階的に準備している。

○ 特に持続的な自然換気が行われる屋外では、空気中の飛沫伝播による感染リスクが室内に比べてかなり低い特性があり、

○ コロナ19の対応状況が安定化すれば、屋外マスクの着用義務を緩和し、日常での防疫ルールを自発的に実践する体系へとさらに進むことになる。

○ 最近の国内流行状況もピーク(3月3週)以降、6週間連続で感染者の減少傾向が続いており、重症患者と死亡者も緩やかな減少傾向が続いている。

□ 海外でも大部分が屋外マスクの着用義務を付与しなかったり、シンガポール、ニュージーランド等の既存の義務付与国でもピークを過ぎて解除する傾向を見せている。

○ 国家ごとに防疫状況が異なり、直接的な比較には限界があるが、屋外マスクの着用義務を解除した国家の当時の感染者の発生水準は、最近の国内状況と似ている(シンガポール)か、さらに高い水準(ニュージーランド、フランス)であり、解除後も感染者の減少傾向に大きな変化は見られなかった。

※ 屋外義務解除当時の人口百万人当たりの週間感染者数:シンガポール 9,503 人(2022.3.29日解除)、ニュージーランド 17,508 人(2022.4.4.解除)、フランス 31,783 人(2022.2.2.解除)

※※ 韓国の人口百万人あたりの週間感染者数:10,484 人(2022.4.25.基準)

○ WHO、欧州 CDC も屋外での感染伝播の可能性が屋内より低いことを考慮し、屋外マスクの着用は物理的な間隔を考慮するレベルでの着用を勧告している状況だ。

※ (WHO)個人間(家族を除く)最低1mの物理的な距離の維持ができない場合、勧告(ECDC)物理的な距離の維持が不可能な混雑する屋外で考慮可能

<2> 調整案

□ **屋外マスクの着用義務は以下のとおり調整し、2022.5.2(月)から別途の案内時まで行う。**

○ **屋外で50人以上が参加する集会の参加者と50人以上が観覧する公演、スポーツ競技場の観覧客は屋外マスクの着用が義務付けられており、その他の屋外は義務が解除され、マスクを自主的に着用する。**

※ 集会、公演及びスポーツ競技の観覧の場合、歓声、合唱等の飛沫の飛ぶ行為が多い点を考慮

○ 今回の措置は、罰則が適用される義務措置を緩和し、国民の自主的な決定により屋外マスクの着用を選択させるものであり、義務状況でなくても、以下の場合は屋外マスクの着用を積極的に勧告する。

<義務状況以外にも屋外マスクの着用を積極的に勧告する場合>

① **発熱、咳等のコロナ19の疑いのある症状がある場合**

② **コロナ19ハイリスク群(※)の場合**

※ 高齢層、免疫低下者、慢性呼吸器疾患患者、未接種者等

③ **屋外の不特定多数が利用する施設(※)を利用したり、50人以上のイベントに参加する場合**

※ スポーツ等の競技(観覧)場(50人未満)、遊園施設(遊園地、ウォーターパーク)、体育施設(冬のスポーツ施設を含む)及びこれに準ずる屋外の不特定多数が利用する施設(50人以上の座席を保有する等)

④ **多数が集まる状況で以下に該当する場合**

- 他の一行と最低1メートル距離を持続的に(15分以上等)維持することが困難な場合

- 歓声、合唱等、飛沫の発生が多い場合

□ 政府は今回の屋外マスク着用義務の緩和は、過料が科される場所や状況を制限しただけで、屋外でのマスク着用がなくなるのではなく、個人の自主的な実践は依然として必要だと説明し、

○ コロナ19有症状者、ハイリスク群、屋外での不特定多数が利用する施設、50

人以上の行事、多数の人が集まって距離の持続的な維持が難しかったり、飛沫の発生が多い環境に該当すれば、屋外でもマスクを着用してほしいと要請した。

○ また、屋外でマスクをする個人の選択が尊重されるべきであり、国民一人ひとりが自主的に状況に合わせて着用するかどうかを決めてほしいと要請した。

□ **あわせて屋内でのマスク着用義務は、変更なく継続して維持される。**

※ 屋内とは、バス、タクシー、鉄道、船舶、航空機、その他の車両等の運送手段、建築物及び四方が区画され、外部と分離されている全ての構造物を意味する(マスク着用の防疫指針遵守命令及び過料賦課の業務手引書、中央防疫対策本部)

○ 政府は感染の危険性が高い屋内ではマスクの着用が非常に重要であると説明しながら、今回の屋外マスクの着用義務の緩和にかかわらず、屋内マスクの着用義務は徹底的に遵守することが必要であることを強調する一方、

※ 屋内のうち3密施設(密閉、密集、密着)及び感染脆弱施設(療養病院、療養院等)を訪問する際には、KF80以上の保健用マスクの着用を積極的に勧奨

○ 屋外のマスク義務が緩和されたことから、運動や集まりの際には、密閉された屋内よりもなるべく屋外の場所を活用するよう呼びかけた。(後略)

(了)

<出典元URL>

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContentSeq=371325&contSeq=371325&board_id=&gubun=ALL#